

# 防災行政無線等の屋外スピーカーの音達範囲向上等に関する検討会 開催要綱（案）

## 1 目的

防災行政無線等は、PUSH 型の一斉同報手段であり、スマートフォン等を持たない住民へも情報を伝達することができるなどの特長を持つことから、災害時の主たる情報伝達手段として、消防庁ではその整備を推進している。一方で、防災行政無線等の屋外スピーカーからの放送は、広域をカバーするために多数の設備が必要となることや、気象条件等によっては聞き取りにくい場合があるなど、全国の自治体で整備を推進する上で様々な課題が存在する。

このような状況を踏まえ、音達範囲や音源などの改良によって、災害情報を一つの屋外スピーカーでより広域かつ明瞭に伝達できるようにし、防災行政無線等の更なる整備促進を図ることを目的として、本検討会を開催する。

## 2 名称

本検討会は、「防災行政無線等の屋外スピーカーの音達範囲向上等に関する検討会」と称する。

## 3 検討事項

検討会は、概ね次の事項について検討を行う。

- (1) 屋外スピーカーの音達範囲や適切な配置に係る事項
- (2) 音源の改善に係る事項 等

## 4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長を置く。
- (3) 本検討会は、座長が運営する。
- (4) 本検討会には副座長を置くことができ、座長が指名する者がこれに当たる。座長に事故等がある場合は、副座長はその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## 5 議事の公開

- (1) 本検討会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
  - ① 公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合
  - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 本検討会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

## 6 開催期間

本検討会の開催期間は、令和6年9月から令和7年3月末頃までを目途とする。

## 7 庶務

本検討会の庶務は、消防庁防災情報室が行う。

## 8 補則

この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則 この要綱は、令和6年〇月〇日から実施する。